

答 申

第 1 審査会の結論

富山県知事、富山県選挙管理委員会及び富山県人事委員会（以下「各実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書についてそれぞれ行った非開示決定は、いずれも妥当である。

第 2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成18年10月18日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、各実施機関（富山県知事については、8部局ごと）に対し、それぞれ、平成17年度及び平成18年度上半期において随意契約の方法により締結した契約に係る設計仕様書、予定価格・入札経過調書及び契約書並びに委託契約に係る実績報告書、検査調書、完了結果通知書及び検査確認に係る旅行命令などの関連資料で、電子記録文書で保存されているもの（以下「本件各電磁的記録」という。）について、開示の請求（以下「本件各開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- （1）平成18年10月31日及び同年11月1日、各実施機関は、本件各開示請求に対し、本件各電磁的記録をそれぞれ組織的に用いる公文書としては保有していないことを理由とする非開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、それぞれ異議申立人に通知した。
- （2）平成18年11月6日及び同月7日、異議申立人は、本件各処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、各実施機関に対し、それぞれ異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。
- （3）平成18年11月24日から同年12月8日までの間に、各実施機関は、条例第19条の規定により、本件各異議申立てについて、それぞれ富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第 3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件各処分を取り消し、それぞれ本件各電磁的記録の開示を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、各異議申立書及び本審査会での意見陳述において主張する本件各異議申立ての理由の要旨は、別記1のとおりである。

第 4 実施機関の説明

各実施機関が、非開示理由説明書においてそれぞれ説明する非開示理由の要旨は、別記2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件各処分について

各実施機関は、本件各電磁的記録を対象公文書とする本件各開示請求に対し、本件各電磁的記録がそれぞれ条例に基づく開示請求の対象となる公文書（以下「条例上の公文書」という。）に該当しないとして、本件各処分（非開示決定）を行った。

これに対し異議申立人は、本件各電磁的記録は条例上の公文書に当たり、それぞれ開示されるべきであると主張するので、以下、本件各電磁的記録の公文書該当性について検討する。

2 本件各電磁的記録の公文書該当性について

（1）両当事者の主張

異議申立人は、本件各電磁的記録は次年度の継続事業や類似の事業に係る起案を迅速に作成するために電子保管されており、人事異動に際しても後任者に引き継がれていることから、組織的に用いられている公文書と考えるべきであり、条例上の公文書に該当するものとして開示されるべきであると主張する。

これに対し各実施機関は、条例上の公文書に該当するのは、組織的に業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている文書等であるが、紙文書作成の補助としてそれぞれ一時的に作成されたにすぎない本件各電磁的記録は、いずれもそれには当たらないと説明する。

（2）条例上の公文書の意義

条例上の公文書について、条例第2条第2項は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定めており、このうち「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている状態のものをいう。

本審査会が調査したところによれば、平成13年の条例全部改正に際し電磁的記録が条例上の公文書とされたのは、将来的な行政情報の電子化やネットワーク化の急速な進展などにより、一般的に、従前のような紙文書の形態をとることなく、電磁的記録の形態のまま利用し、又は保存されるような場合に対応するためであり、具体的には、文書管理システムで管理されている電子文書、業務上利用されているデータベースなどがそれに当たるものと思われる。これに対し、紙文書作成の補助として一時的に作成された電子文書や会議録作成のための補助として一時的に採録された録音テープ等の電磁的記録は、最終的にそれらを使用して作成される紙文書が公文書として管理・保存されるため、当時から条例上の公文書ではないと考えられていたことが認められる。

(3) 本件各電磁的記録の性格

本件各電磁的記録は、各実施機関において条例上の公文書として組織的に管理・保存されている紙文書をそれぞれ作成する過程で職員が一時的に作成した電子文書にすぎず、それぞれ当該各職員個人の判断で適宜廃棄することができるものであるという各実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は見受けられない。仮に、異議申立人が主張するように、本件各電磁的記録のうちの一部がパソコン等の記憶装置に残存しており、将来において事実上利用されることがあるとしても、それは組織としての方針に基づく対応ではなく、各職員個人の判断による効率的な事務処理のための手法と評価すべきものであり、そのことをもって、本件各電磁的記録がそれぞれ組織的に利用し、又は保存されている状態にあるものとは認められない。

したがって、上記(2)に照らして、本件各電磁的記録はいずれも条例上の公文書に該当しないものと認められ、これと異なる異議申立人の主張は採用できない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも本審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記3のとおりである。

<別記1 異議申立ての理由>

- 1 実施機関は非開示理由として、本件各電磁的記録は組織的に用いる公文書としては保有していないというが、実際には、本件各電磁的記録は次年度の継続事業や類似の事業に係る起案を迅速に作成するために電子保管されており、人事異動があっても後任者に引き継がれていることから、組織的に用いられている公文書と考えるべきである。
- 2 県は、情報公開制度について、情報提供施策及び公表制度の拡充に努めるとしており、そのような趣旨に基づき、総合交通政策課から上海便就航記念富山県友好訪問団訪中時の知事挨拶文などの関係資料が電子データで開示されている。
- 3 情報公開条例における公文書の定義には電磁的記録も含まれ、開示請求書の「開示の実施の方法」において「電磁的記録の場合」の選択が認められているにもかかわらず、実際には実施機関の恣意的な判断により電磁的記録が公文書でないとされ、開示が妨げられるような現在の

制度運用は容認できず、不信が募っており、基本的な考え方から見直す必要がある。

<別記2 実施機関の非開示理由説明>

1 条例上の公文書について

条例に基づく開示請求の対象となる「公文書」については、条例第2条第2項において「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定められており、これは、当該文書の作成等に関与した職員個人の段階に止まらず、組織としての共用の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要な共用のものとして利用し、又は保存されている状態のものをいうとされている。

本件各電磁的記録は、各実施機関の職員が紙文書作成の補助としてそれぞれ一時的に作成した電子文書（なお、本件開示請求の対象には、実績報告書など各実施機関が契約の相手方から紙文書で取得したものが一部含まれているが、これらについてはそもそも電子文書が作成されていない。）のデータであるが、各実施機関が公文書としてそれぞれ組織的に利用・保存しているのは、当該各データをそれぞれ紙媒体に出力して作成された紙文書である。

当該紙文書の作成補助に用いたにすぎない本件各電磁的記録は、当該各職員個人の判断で適宜廃棄することができるものであり、それぞれ組織として管理・保存されているものではないから、本件開示請求に係る条例上の公文書は保有していないものといわざるを得ない。

2 その他の異議申立人の主張について

(1) 上海便就航記念富山県友好訪問団関係資料に係る電子データの開示

異議申立人は、知事政策室総合交通政策課から標記の電磁的記録の開示を受けたと主張しているが、異議申立人の開示請求に対応するものとして同課が開示したのは、公文書として管理・保存している紙文書である。それらに係る電子データについては、条例上の公文書として開示したものではなく、後日、異議申立人から公文書開示手続によらずに口頭で要望があったため資料提供したものであり、本件とは事情が異なるものである。

(2) 公文書開示請求書の「開示の実施の方法」

当該項目が「文書又は図画」と「電磁的記録」とに場合分けされているのは、開示対象公文書の形態がそのいずれであるかによって開示方法が技術的に異なることから、それに応じた適切な開示方法を選択できるようにしたものであり、電磁的記録の形態で保有していない公文書については、電磁的記録に係る開示方法が選択されても応ずることはできない。

< 別記3 審査会の開催経過の概要 >

年 月 日	内 容
平成18年11月24日 ~ 12月8日	諮問書を受理
平成19年6月21日	各実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成19年6月27日 ~ 7月6日	非開示理由説明書を受理
平成19年7月12日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼（結果的に提出されず）
平成19年11月7日 （第50回審査会）	審議
平成19年12月19日 （第51回審査会）	異議申立人から意見を聴取 審議
平成20年1月30日 （第52回審査会）	審議
平成20年2月21日 （第53回審査会）	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 良 一	北日本新聞社論説委員長	
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	前富山県商工会議所連合会常任理事	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	